

熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準

1 排水施設

No	業種及び排水施設
1	米粉製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗米施設 ロ 浸漬施設 ハ 湿式製粉施設 ニ ろ過施設
2	給食の用に供する施設（1日の給食能力が二千食以上のものに限る。）であって、次に掲げるもの イ 食器洗浄施設 ロ 調理施設
3	チップ製造業の用に供する湿式チップパー
4	塗装水洗ブース施設
5	金属の洗浄及び表面処理施設（酸又はアルカリによるものを除く。）
6	めっき施設（電気メッキによるものを除く。）
7	小規模し尿処理施設

備考1 小規模し尿処理施設は平成20年4月1日に追加。

備考2 小規模し尿処理施設とは、建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽で、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和47年熊本県条例第63号)別表第1に掲げる区域に汚水等を排出するものに限る。

2 排水基準

ア 一日の平均排水量が 50 m³ 以上の指定工場の排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
弗素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	15
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	120 (日間平均 60)
りん 磷含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	16 (日間平均 8)

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 小規模し尿処理施設は平成 20 年 4 月 1 日から適用。

3 小規模し尿処理施設に係る生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量についての排水基準値は別表ウのとおり。

なお、小規模し尿処理施設に係るその他の項目についての基準値は本表アのとおり。

4 小規模し尿処理施設に係る排水基準の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る）とする。

なお、その他の排水施設についての適用区域は熊本県内全域とする。

5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6 検定方法は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める方法による。

7 窒素及びりん
磷含有量についての排水基準は有明海、八代海、羊角湾及び瀬戸内海に流入する公共用水域に適用する（平成 20 年 4 月 1 日から施行）。

イ 一日の平均排水量が 20 m³ 以上 50 m³ 未満の指定工場の排水基準（公共用水域の全域に適用）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 小規模し尿処理施設は平成 20 年 4 月 1 日から適用。

3 小規模し尿処理施設に係る生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量についての排水基準値は別表ウのとおり。

なお、小規模し尿処理施設に係るその他の項目についての基準値は本表イのとおり。

4 小規模し尿処理施設に係る排水基準の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る）とする。

なお、その他の排水施設についての適用区域は熊本県内全域とする。

5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6 検定方法は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める方法による。

ウ 小規模し尿処理施設に係る排水基準（有明海及び八代海に流入する公共用水域に適用：平成 20 年 4 月 1 日施行）

一日の平均排水量		BOD 又は COD(mg/L)	
		日間平均	最大
20 m ³ 以上 50 m ³ 未満の工場又は事業場		120	160
50 m ³ 以上の工場又は事業場	既設の浄化槽	60	90
	単独処理浄化槽	90	120
	新設の浄化槽	20	40

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 小規模し尿処理施設は平成 20 年 4 月 1 日から適用。

3 小規模し尿処理施設に係るその他の項目についての排水基準値は別表ア及びイのとおり。

ただし、窒素及びりん含有量については、新設かつ一日の平均排水量 50 m³ 以上の工場又は事業場に適用する。

4 小規模し尿処理施設に係る排水基準の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る）とする。

なお、その他の排水施設についての適用区域は熊本県内全域とする。

5 本表における単独浄化槽とは、平成 13 年 4 月 1 日の浄化槽法改正以前に設置された単独浄化槽をいう。

6 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

7 検定方法は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める方法による。

8 排水量は工場又は事業場の敷地から排出される排水量をいい、排水基準は敷地境界で適用される。